

○周南市農業委員会広報委員会設置要綱

令和5年1月1日農委要綱第3号

周南市農業委員会広報委員会設置要綱

(設置)

第1条 周南市農業委員会（以下「委員会」という。）の活動を農業者及び一般の市民により身近で見える活動として公表することにより、市民の委員会の活動への理解を深めるとともに、健全な委員会の発展のために、広報委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 広報委員会が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の広報に関する事務
- (2) 市広報の活用に関する事務
- (3) インターネットの活用に関する事務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会の会長（以下「会長」という。）が必要と認める事務

2 前項の事務は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第37条に定める情報の公表を基本に同法第6条第3項第2号に規定する情報の提供の観点とあわせ、次の3項目をバランスよく取り入れた成果物となるよう留意するものとする。

- (1) 委員会からのお知らせ
- (2) 委員会の活動報告
- (3) 地域の農業情報

(組織)

第3条 広報委員会は、広報委員6人をもって組織する。

2 広報委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 周南市農業委員会地区協議会設置要綱（令和5年周南市農業委員会要綱第1号）第4条第2項に規定する地区協議会の広報担当の任にある者 各1人
- (2) 委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）のうち女性推進委員の中から会長が指名する者 1人

(広報委員の任期)

第4条 広報委員（次項の補欠広報委員を含む。）の任期は、委員会の委員（以下「委

員」という。)又は推進委員の任期とする。

2 広報委員に欠員が生じた場合は、補欠広報委員を選任する。

(委員長)

第5条 広報委員会に委員長を置く。

2 委員長は、広報委員の互選により定める。

3 委員長は、広報委員会の会務を総理し、広報委員会を代表する。

4 委員長の任期は、広報委員の任期とする。

(会議)

第6条 広報委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、広報委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した広報委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 会長及び委員会の会長職務代理者は、オブザーバーとして会議に出席するものとする。

5 会長は、必要と認めるときは会議の招集を委員長に要請することができるものとする。

(報告)

第7条 委員会の成果物については、委員長が必要に応じて、委員会に報告するものとする。

(会議記録)

第8条 会議の記録は、委員会の事務局(以下「事務局」という。)の職員が作成し事務局で保管する。

(庶務)

第9条 広報委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月24日から施行する。